

長野県循環型社会づくり推進計画のポイント

👉ポイント1 計画の名称を「長野県循環型社会づくり推進計画」に変更

廃棄物の適正処理という観点だけでなく、設計・製造、使用、再資源化、廃棄など製品のライフサイクル全体を俯瞰した資源循環という視点からの社会づくりを進めるべきとの考え方が重要になってきていることから、計画の名称を「長野県廃棄物処理計画」から「長野県循環型社会づくり推進計画」に変更する。

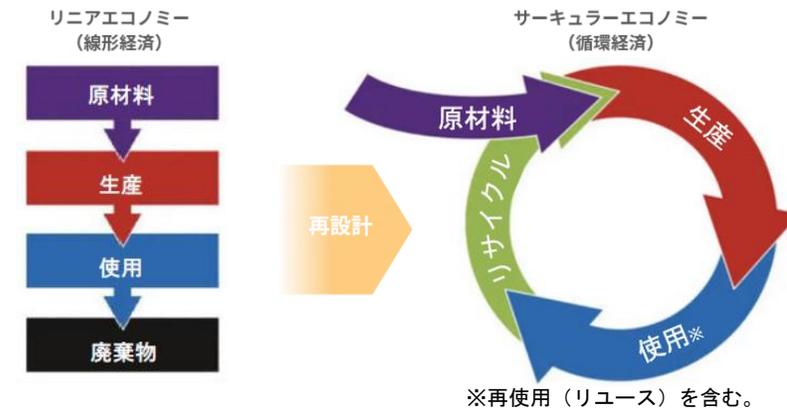
👉ポイント2 高い数値目標の設定（第2章第2節）

今回初めて全国最小値をベンチマークとするなど、高い数値目標を掲げる。

例) 県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量：R5年度 770グラム → R12年度 740グラム R5年度全国最小値（749g）以下を目指す。
食品ロス発生量：R5年度 6万トン → R12年度 5万トン R5年度から15%減少を目指す。

👉ポイント3 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を循環型社会の形成に向けた重要な取組として新たに位置付け（第4章第1節）

計画の特に重要なポイントとして、新たに循環経済に関する項目を第4章の各論部分のトップに位置付け、地域の特性を活かし、廃棄物分野だけでなく製品の製造段階等を含めた幅広い分野の取組を促進する。



👉ポイント4 食品ロス削減に関する数値目標を新たに盛り込み、取組を充実（第4章第6節等）

新たに食品ロス等発生量の県内推計値・数値目標を盛り込むとともに、食品の消費段階のみならず、生産、製造、販売の各段階における取組を充実させる。

👉ポイント5 災害廃棄物の処理に関して新たに項目を設けて対策を強化（第5章第2節）

令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理の課題等を踏まえ、新たに項目（節）を設けて平時の事前準備の重要性を強調し、災害廃棄物の仮置場確保や公費解体・撤去の円滑化に関する市町村への技術的支援、各種連携体制の維持・強化等の対策を強化する。

👉ポイント6 使用済みリチウムイオン電池の適正処理の確保などの社会的課題となっている事項を取り上げ、取組を推進（第4章第4節、第5章第1節）

社会的課題となっている以下の事項を取り上げ、取組を推進する。

使用済みリチウムイオン電池等の適正処理の確保、プラスチック資源循環促進法（R4.4施行）に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の促進、太陽光パネルのリサイクルの促進・適正処理の確保、金属スクラップ等の適正処理の確保 等

目指す将来像 大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、廃棄物の有効活用により天然資源の消費や温室効果ガスの排出を抑制し、将来にわたって持続的な活動が行われる「循環型社会」

【廃棄物に関する最近の動向】

①循環型社会形成の鍵として「循環経済への移行」が前面に打ち出されている。②国の食品ロス削減目標がより高く変更された。③令和6年能登半島地震において災害廃棄物処理に関する課題が顕在化した。

第1章 総論

●計画の位置付け

- ・廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画
- ・食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画
- ・環境省通知に基づくごみ処理広域化・集約化計画

●計画期間

R8年度からR12年度
※ごみ処理広域化・集約化計画はR3年度からR12年度

●施策の方向性

- ・資源循環の推進
- ・廃棄物の適正処理の推進
- ・パートナーシップによる課題解決

第2章 廃棄物の現状と目標

●長野県の現状

≪主な数値≫ (令和5年度)

区 分		R5
一 般 廃棄物	総排出量 (千 t)	572
	1人1日当たり排出量 (g)	770
	リサイクル率 (%)	22.0
	最終処分量 (千 t)	23
産 業 廃棄物	排出量 (千 t)	4,407
	最終処分量 (千 t)	70
	出口側の循環利用率 (%)	37.4
食 品 ロ ス	家庭系食品ロス発生量 (千 t)	36
	事業系食品ロス発生量 (千 t)	24

●数値目標

≪主な数値目標≫ (令和12年度)

区 分		R12
一 般 廃棄物	総排出量 (千 t)	523
	1人1日当たり排出量 (g)	740
	リサイクル率 (%)	25.0
	最終処分量 (千 t)	21
産 業 廃棄物	排出量 (千 t)	4,400
	最終処分量 (千 t)	63
	出口側の循環利用率 (%)	41.0
食 品 ロ ス	家庭系食品ロス発生量 (千 t)	30
	事業系食品ロス発生量 (千 t)	20

第3章 各主体の役割

県民・事業者等・市町村等・県の役割を記載

第4章 資源循環の推進 ※4R：3R（リデュース、リユース、リサイクル）+リプレイス

第1節 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進 **新**

- ・循環経済についての認識の浸透・気運醸成（事業者・大学等と連携したビジネスモデル創出・磨き上げ、動脈・静脈産業の事業者間交流の機会設定、建設副産物の分別解体・再資源化推進及び再生資源の利用促進 等）
- ・循環経済への移行に向けた事業者支援・製品の普及（資源循環に配慮した製品の設計、製造技術や材料の開発等への支援、県産農畜産物等の付加価値を付加する商品づくり・食品のアップサイクル等への支援、下水汚泥の有効活用、信州の環境にやさしい農産物認証 等）

第2節 廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進

- 一般廃棄物のリデュース
 - ・信州プラスチックスマート運動の推進（マイバッグ等の普及、給水スポットの利用促進、過剰包装の削減 等）
 - ・事業系一般廃棄物の減量化（市町村等と連携した減量化の呼び掛け 等）
- 産業廃棄物のリデュース
 - ・排出事業者の自主的な発生抑制（多量排出事業者等の廃棄物処理計画、SDGs推進企業登録制度、排出事業者向けの研修会等の開催 等）
 - ・発生抑制に繋がる製品開発等への支援（資源循環に配慮した製品開発への支援 等）
 - ・空き家等の有効活用（中古住宅の住宅診断への補助 等）

第3節 使用済み製品の再利用（リユース）の推進

- ・リユースイベント等の広報、市町村への先進事例の情報提供
- ・各主体の取組（製品の修理・長期使用、リユースショップ・フリマアプリ・リペアカフェ等の活用、自社製品の回収・循環システムの構築、リユースしやすい製品の開発、行政とリユース事業者の連携 等）

第4節 適正な再生利用（リサイクル）の推進

- ・各種リサイクル法等の推進（容器包装、プラスチック製品、家電・小型家電製品、建設系廃棄物、小型二次電池・パソコン 等）
- ・太陽光パネルのリサイクルの推進（廃棄物処理業者へのリサイクル技術等に関する情報提供 等）
- ・適切な分別排出の推進（分別排出の呼び掛け、市町村への情報提供 等）
- ・自主的なリサイクルの推進（各種リサイクルの取組促進、動脈静脈連携促進）

第5節 代替素材への転換（リプレイス）の推進

- ・信州プラスチックスマート運動の推進（協力事業者の紹介、循環型社会形成推進功労者表彰、可燃ごみ用指定収集袋等へのバイオマスプラスチックの導入促進 等）
- ・代替素材を使用した製品の開発・普及の促進（製品開発等への支援体制構築、プラスチック製等から木製（県産材）へ転換する取組の普及啓発、生分解性マルチの耐久性等の試験研究 等）
- ・各主体の取組（再生利用可能な素材等を使用した製品の選択、レジ袋・宿泊施設のアメニティ等におけるバイオマスプラスチックの使用 等）

第6節 食品ロス削減の推進 **拡**

- ・食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～（登録店舗の取組促進、食べ残しの持ち帰り推進、30・10運動、消費期限・賞味期限間近の食品購入の呼び掛け）
- ・未利用食品の有効活用の呼び掛け（県庁舎等でのフードドライブの実施等、フードバンク活動の活性化）
- ・食品関連事業者等の取組支援（未利用資源の利用促進、商慣習見直し等の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進）
- ・食品ロスについての教育及び学習の振興（小学校での食品ロスを題材にした環境教材の活用、農産物のエンシカル消費の発信、食育の推進 等）
- ・食品ロス削減に資する情報の発信、食品ロスの内容・発生要因等の分析
- ・各主体の取組（消費者による日常生活の各場面における行動の実践、事業者による生産から消費までの各段階の取組、市町村による支援 等）

第7節 環境教育等の推進

- ・環境教育・環境学習等（信州環境カレッジ、食育・エンシカル消費、施設見学・リサイクル体験、こども記者体験・長野県政出前講座、ポスターコンクール 等）
- ・環境美化活動（きれいな信州環境美化運動、アダプトシステム・愛護活動）

第5章 廃棄物の適正処理の推進

第1節 廃棄物の適正処理の確保

●廃棄物の適正処理の確保

- ・一般廃棄物の適正処理（高齢者世帯等のごみ出し支援、観光地のごみ対策支援、使用済みリチウムイオン電池等の適正処理、不用品家電品等の適正処理・金属スクラップ等の取扱事業者への指導）
- ・産業廃棄物の適正処理（マニフェスト制度の周知、立入検査の実施、不適正処理への厳正な対応）
- ・廃棄物条例の運用
- ・特定有害産業廃棄物等の適正処理（PCB廃棄物、石綿含有廃棄物 等）

●廃棄物の適正処理基盤の整備

- ・一般廃棄物処理施設整備（施設整備への支援、広域化・集約化の推進）
- ・産業廃棄物の適正な処理体制（厳正適切な許可事務・監視指導 等）

第2節 災害時の適正処理体制の確保 **拡**

- ・平時における事前準備の促進（災害廃棄物の仮置場確保や公費解体・撤去の円滑化に関する市町村への技術的支援、各種連携体制の維持・強化 等）
- ・災害発生時の対応（各主体と連携した被災市町村支援 等）
- ・各主体の取組（事前準備の推進、事業継続計画の作成、住民の協力 等）

第3節 廃棄物の不法投棄等の防止

- ・一般廃棄物の不法投棄等の防止（地域住民・市町村・警察との連携強化、市町村への先進事例・有効事例の情報提供、ごみのポイ捨て・不法投棄防止対策の呼び掛け、野外焼却禁止に関する周知・呼びかけ）
- ・産業廃棄物の不法投棄等の防止（不法投棄監視連絡員のパトロール等、DXの推進等による効率的な情報収集体制作り 等）